



発行 東京都

目次

14

規程（交）

- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車モバイルIC端末取扱規程……………一
- 東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程……………八
- 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程……………四
- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程……………八

規程（交）

●交通局規程第十九号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「ICカード及び」を「ICカード、」に改め、「に定める外国人向けICカード」の下に「及び

東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）に定めるモバイルIC端末」を加え、「ICカード」の下に「等」を加え、「一枚のICカード」を「一つのICカード等」に改める。

第十条第二項中「ICカード」を「ICカード等」に、「一枚の」を「一つの」に改める。

第十条の三の二中「ICカード」の下に「等」を加える。

附 則  
この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五号第二項中「二枚以上」を「複数」に、「又は東京都電車外国人向けICカード取扱規程」を「、東京都電車外国人向けICカード取扱規程」に改め、「に定める外国人向けICカード」の下に「又は東京都電車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十一号）に定めるモバイルIC端末」を加える。

附 則  
この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車モバイルIC端末取扱規程

第一編 総則

（目的）

第一条 この規程は、東京都交通局（以下「当局」という。）の東京都電車（以下「電車」という。）における、当局が定めるモバイルIC端末による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行とを図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 電車におけるモバイルIC端末による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号。以下「IC規程」という。）第七条、第八条

2 東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号。以下「IC規程」という。）第七条、第八条

及び第十六条第一項の規定は、電車におけるモバイルIC端末による旅客の運送等について準用する。ただし、小児用ICカードとしての取扱いは行わない。

3 その他この規程に定めのない事項については、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、PASMO取扱規則に関する特約、モバイルPASMO会員規約（以下「会員規約」という。）、PASMO電子マネー取扱規則及びオートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルIC端末の特性上、適用可能な規定に限る。

（用語の定義）

第三条 この規程における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「モバイルPASMO」とは、株式会社パスモが携帯情報端末に発行するPASMOをいう。
- 二 「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末をいう。
- 三 「モバイルIC端末」とは、PASMOのうちモバイルPASMO携帯情報端末をいう。
- 四 「記名モバイルIC端末」とは、会員登録されたモバイルIC端末をいう。
- 五 「無記名モバイルIC端末」とは、会員登録を行っていないモバイルIC端末をいう。
- 六 「モバイルICSF」とは、SFにより旅客の運賃等に供するモバイルIC端末をいう。
- 七 「モバイルIC定期乗車券」とは、記名モバイルIC端末に記録した、会員本人の使用に供する定期乗車券をいう。

八 「モバイルIC定期乗車券端末」とは、モバイルIC定期乗車券を記録した記名モバイルIC端末をいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、IC規程、会員規約その他の関連する規程等の定めるところによるものとする。

（契約の成立及び適用規定）

第四条 モバイルIC端末による旅客運送の契約は、R/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当局との間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC端末に購入処理が完了したときに成立する。

3 前二項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

（使用方法及び制限事項）

第五条 モバイルIC端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルIC端末によりR/Wで降車処理を行わなければならない。

2 一回の乗車につき、複数のICカード、東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）に定める外国人向けICカード及びモバイルIC端末を同時に使用することはできない。

3 運賃支払時に、SF残額が減額する運賃相当額に満た

ないときは、現金又は当局が別に定める方法で運賃を支払う。

4 モバイルIC端末のSFを使用して引換えができる乗車券は、当局が別に定める。

5 十円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

6 R/Wの故障等によりR/WによるモバイルIC端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルIC端末はR/Wで使用できない。この場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を当局が別に定める方法で收受する。

7 記名モバイルIC端末は、当該記名モバイルIC端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC端末、SF及び定期乗車券の情報を使用することはできない。

9 モバイルIC端末の故障、電池切れ等により、R/WによるモバイルIC端末の内容の読取りが不能となった場合は、モバイルIC端末は使用できない。この場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金又は当局が別に定める方法で收受する。

（個人情報の取扱い）

第六条 モバイルIC端末に係る個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC端末に関して当局が取得した個人情報、次に掲げる目的のために利用することがある。

- 一 モバイルIC定期乗車券等に関する申込内容の確認
- 二 モバイルIC定期乗車券等の利用等に関する連絡
- 三 定期乗車券等の発売事業者の規程等に基づく、当該モバイルIC端末に関するサービスの実施、改善及び

利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC端末を当局以外のIC取扱事業者で利用する場合等については、当該事業者からの照会に応じ、前項各号に掲げる目的の範囲内で当該旅客の個人情報を提供することがある。

(制限、停止等)

第七条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、モバイルIC端末の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができる。

- 一 モバイルP A S M Oの使用に必要な、電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者による保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合
- 二 モバイルP A S M Oの使用に必要な、電気通信事業者が管理又は運営するサービスが中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合
- 三 株式会社バスモが管理又は運営するシステムの提供に必要な設備の保守若しくは点検を行う場合又は障害が発生した場合
- 四 株式会社バスモにおいて、モバイルP A S M Oのサービスが終了した場合
- 五 当局の判断により、モバイルIC端末の取扱いを終了した場合
- 六 P A S M Oの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了された場合又はそれらのおそれがある場合
- 七 その他やむを得ない事情が生じた場合

2 前項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。

第二編 モバイルIC S F

第一章 発行

(モバイルIC S Fの発行)

第八条 モバイルIC S FはP A S M O取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

(チャージ)

第九条 モバイルIC S Fは、IC規程の定めによるチャージのほか、P A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(S F残額等の確認)

第十条 モバイルIC S FのS F残額及びS F残額履歴は、IC規程の定めによる確認ができるほか、P A S M O取扱規則に関する特約等の定めにより、モバイルP A S M O携帯情報端末を処理する機器、モバイルP A S M Oアプリ等により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるS F残額履歴の表示又は印字による確認はできないものとする。

- 一 出場処理がされていないS F残額履歴
- 二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴

三 第十五条の規定によりモバイルIC S Fを再発行等したときの再発行等以前のS F残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第十一条 旅客がモバイルIC S Fを用いて乗車する場合、運賃支払時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃一名分を

減額する。

2 前項に規定する運賃支払以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名モバイルIC端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払の申告がなく使用する場合は、小児にあつても大人普通旅客運賃一名分を減額する。

4 第五条第三項の規定により運賃を支払う場合は現金運賃を適用し、モバイルIC S Fで減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

5 旅客がS F支払を行った場合、その支払額に対してバスポイントが付与し、局長が別に定める区分を当該バスポイントが超えた時点で局長が別に定める特典バスチケットに応じた額(以下「特典バスチケット額」という。)を付与する。

6 特典バスチケット額を使用する場合は、普通旅客運賃から当該特典バスチケット額を割り引くものとする。

第三章 効力

(効力)

第十二条 モバイルIC S Fにより乗車する場合の効力は次に掲げるとおりとする。

- 一 当該乗車において、一回の乗車に限り有効なものとする。
- 二 乗車後は、当日限り有効とする。
- 三 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第十三条 モバイルIC S Fは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモ

モバイルICSFの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

一 乗車処理後のモバイルICSFを他人から譲り受けで使用した場合

二 記名モバイルIC端末を記名人以外の者が使用した場合

三 その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

一 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルICSF又はSFを使用した場合

二 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルICSFが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第十四条 前条の規定に該当した場合、東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「施行規程」という。)の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第四章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第十五条 モバイルICSFが紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルICSFの再発行ができる。

(免責事項)

第十六条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末本体又はモバイルP

A S M O携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア又はアプリケーションの更新等により、モバイルICSFのサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他のいかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失、故障等によりモバイルICSFの再発行の取扱いを行ったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

5 この規程に定めのない、モバイルICSFを媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

第五章 払戻し

(払戻し)

第十七条 モバイルICSFが不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払戻しを行う。

第三編 モバイルIC定期乗車券

第一章 発売

(発売)

第十八条 旅客がモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項を入力した場合は、モバイルIC端末に当局が別に定める定期乗車券を発売する。ただし、会員規約に定める会員登録及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っている場合に限り購

入することができる。

2 モバイルIC端末に当局が別に定める通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の七日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せて、サポートセンターへの郵送により申し込んだときに、通学定期乗車券を発売する。

一 新規購入の場合

二 新年度の初回に購入する場合

三 有効期間が年度末をまたがり、かつ四月三十日を超えるものを購入する場合

四 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合

3 前二項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、発売額等IC定期乗車券の内容は、モバイルPASMOアプリ等を利用して確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第四条第二項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。

5 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。

6 モバイルIC定期乗車券端末の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券端末に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間にて継続購入する場合を除く。(チャージ)

第十九条 モバイルIC定期乗車券端末は、IC規程の定

めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第二十条 モバイルIC定期乗車券端末のSF残額及びSF残額履歴は、IC規程の定めによる確認ができるほか、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、モバイルPASMOアプリ等により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるSF残額履歴の表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないSF残額履歴

二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

三 第二十六条の規定によりモバイルIC定期乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第二十一条 SFをチャージした有効期間内のモバイルIC定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)したものと取り扱ひ、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

3 第五条第三項の規定により運賃を支払う場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

第三章 効力

(効力)

第二十二条 第十八条の規定により発売した定期乗車券は施行規程の定めにより取り扱う。

2 SFをチャージしたモバイルIC定期乗車券を、定期乗車券の区間外において、又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において使用し乗車する場合は、第十二条の規定を準用する。

(モバイルIC定期乗車券の表示)

第二十三条 モバイルIC定期乗車券は、モバイルPASMOアプリで当該モバイルIC定期乗車券の情報を画面に表示することができる。

2 モバイルIC定期乗車券の情報を表示させた画面に定期乗車券の効力はない。

3 前項の規定にかかわらず、モバイルIC定期乗車券の障害又は機器の故障によりモバイルIC定期乗車券が使用できなくなった場合、当局が認めたときに限り、モバイルPASMOアプリを使用し、当該モバイルIC定期乗車券の情報を表示した画面を提示することにより乗車することができる。

4 モバイルIC定期乗車券を使用する場合、係員からモバイルIC定期乗車券の情報を表示する画面の提示を求められたときには、これを拒んではならない。

(無効となる場合)

第二十四条 モバイルIC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC定期乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

一 乗車処理後のモバイルIC定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

二 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合

三 モバイルIC定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合

四 施行規程に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合

五 その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

一 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC定期乗車券又はSFを使用した場合

二 R/WでモバイルIC定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当局が認めた場合を除く。

(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第二十五条 前条の規定に該当した場合、施行規程の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第四章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第二十六条 モバイルIC定期乗車券が紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC定期乗車券の再発行ができる。

(免責事項)

第二十七条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルP A S M O携帯情報端末本体又はモバイルP A S M O携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア又はアプリケーションの更新等により、モバイルI C定期乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他のいかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイルP A S M O携帯情報端末の紛失、故障等によりモバイルI C定期乗車券の再発行の取扱いを行ったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

5 障害等によりモバイルI C定期乗車券が復元できない場合は、I C規程第二条第一項第一号に定めるI CカードでI C定期乗車券を再交付することができる。このことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

6 この規程に定めのない、モバイルI C定期乗車券を媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

第五章 払戻し

(払戻し)

第二十八条 モバイルI C定期乗車券の定期券情報が不要となった場合は、モバイルP A S M Oアプリ若しくはパソコン向けサイトの操作又はサポートセンターへの申込みにより払戻しを請求することができる。この場合は、

施行規程に定める払戻しを行い、モバイルI C定期乗車券から定期券情報のみ消去する。

2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより行うものとする。この場合、払込期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とし、クレジットカードを通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことができる。

3 第十七条による払戻しを行う場合で、当該モバイルP A S M Oアプリの所定の操作により購入したモバイルI C定期乗車券は、前二項の規定により同時に払い戻すものとする。この場合の払戻し額は、定期乗車券の払戻し額とS F残額との合算額とする。

4 モバイルI C定期乗車券の払戻し操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。ただし、サポートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。

5 当局は、払戻しを請求した旅客の会員情報(第二項の定めにより旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあつては、その口座情報を含む。)が、正しく登録されている場合に限り払戻しを行う。

6 モバイルI C定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払戻しを請求することはできない。

7 前各項の払戻しを行う場合の手数料は、モバイルI C定期乗車券一枚につき、施行規程に定める定期乗車券の払戻し手数料額(以下「定期乗車券払戻し手数料」という。)とする。ただし、定期乗車券の払戻し額が定期乗車券払戻し手数料未満のときは、その全てを手数料とする。

附 則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都電車I C一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車I C一日乗車券の発売等に関する

規程の一部を改正する規程

東京都電車I C一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び東京都電車外国人向けI Cカード取扱規程」を「、東京都電車外国人向けI Cカード取扱規程」に改め、「に定める外国人向けI Cカード」の下に「及び東京都電車モバイルI C端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号。以下「モバイルI C規程」という。)に定めるモバイルI C端末」を加え、「I Cカード」の下に「等」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(用語の定義)

第一条の二 この規程における主な用語の意義は、特段の

定めがある場合を除き、東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号。以下「施行規程」という。）、「IC規程、外国人向けIC規程及びモバイルIC規程の定めるところによるものとする。」

第六条第一項中「IC規程第二條第一項第一号及び第二号並びに外国人向けIC規程第二條第一項に定めるICカード」を「次に掲げるICカード等」に改め、「この場合において、前條第一号に規定する大人の使用に供する都電IC一日券は、IC規程第三條第六号の無記名ICカード及び第九号の大人用ICカード並びに外国人向けIC規程第三條第七号の大人用外国人向けICカードにその情報を記録する。また、前條第二号に規定する小児の使用に供する都電IC一日券は、IC規程第三條第十号の小児用ICカード及び外国人向けIC規程第三條第八号の小児用外国人向けICカードにその情報を記録する。」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 IC規程第二條第一項第一号及び第二号に定めるICカード
  - 二 外国人向けIC規程第二條第一項に定める外国人向けICカード
  - 三 モバイルIC規程第三條第一項第三号に定めるモバイルIC端末
- 第六條第五項中「第二項」を「第四項」に改め、「（IC規程第三條第二十二号及び外国人向けIC規程第三條第十六号に規定するバスポイントをいう。）」を削り、同項を同條第七項とし、同條第四項中「ICカード」の下に「等」を加え、同項を同條第六項とし、同條第三項中「一枚のICカード」を「一つのICカード等」に改め、同項

を同條第五項とし、同條第二項中「ICカードのIC規程第三條第四号及び外国人向けIC規程第三條第六号」を「ICカード等」に、「当該ICカード」の下に「等」を加え、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項に掲げるICカード等に都電IC一日券を発売する場合において、前條第一号に規定する大人の使用に供する都電IC一日券は、次に掲げるものにその情報を記録する。
- 一 IC規程第三條第六号の無記名ICカード及び同條第九号の大人用ICカード
- 二 外国人向けIC規程第三條第七号の大人用外国人向けICカード
- 三 モバイルIC規程第三條第一項第四号の記名モバイルIC端末及び同項第五号の無記名モバイルIC端末

- 3 第一項に掲げるICカード等に都電IC一日券を発売する場合において、前條第二号に規定する小児の使用に供する都電IC一日券は、次に掲げるものにその情報を記録する。
- 一 IC規程第三條第十号の小児用ICカード
- 二 外国人向けIC規程第三條第八号の小児用外国人向けICカード

第七條中「、IC規程第三條第十九号及び外国人向けIC規程第三條第十三号の」を削る。  
第九條第一項中「IC規程第三條第十八号及び外国人向けIC規程第三條第十二号の」を削り、同條第二項中「ICカード」の下に「等」を加える。  
第十二條第一項第一号中「ICカード」の下に「等」を

加える。

第十四條中「東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）」を「施行規程」に改める。

附 則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 溥 裕

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第八條中「（以下同じ。）」の下に「並びに東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十五号。以下「モバイルIC規程」という。）に定めるモバイルIC端末」を加える。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條の三の二第一項中「ICカード」の下に「並びにモバイルIC規程第三條第一項第三号に定めるモバイルIC端末」を加え、同條第三項中「及び外国人向けIC規程」を「、外国人向けIC規程及びモバイルIC規程」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十七条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第二十八条を次のように改める。

(乗車券の発売場所)

第二十八条 定期乗車券は、次の場所において発売する。

ただし、必要によりその他の場所において発売することがある。

乗合自動車内（定額一般定期乗車券に限る。）

自動車営業所

一般財団法人 東京都営交通協力会各認定発売所

株式会社はとバス各認定案内所（特殊定期乗車券に限る。）

限る。）

第四十二条中「払いもどし」を「払戻し」に、「株式会社ジェイティービー各認定案内所」を「株式会社はとバス各認定案内所」に改める。

第四十三条第二項を削る。

第四十六条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「定期乗車券以外の乗車券」を「乗継券」に改める。

「第八章 旅客運賃の払いもどし」を「第八章 旅客運賃の払戻し」に改める。

第五十八条の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「払いもどし」を「払戻し」に、「株式会社ジェイティービー各認定案内所（特殊定期乗車券に限る。）」を「株式会社はとバス各認定案内所（特殊定期乗車券に限る。）」に改める。  
第五十八条の二第一号を次のように改める。

一 削除

第五十九条中「旅客運賃」を「定期旅客運賃」に改め、「定期乗車券については」を削り、「回数乗車券については一連につき二百円」を削る。

第六十条の二第一号中「回数乗車券を使用する旅客及び」を削る。

附 則

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十八条の三の二を改める改正規定は、令和二年三月十八日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都乗合自動車条例施行規程の規定により発売された回数乗車券については、当分の間使用できるものとし、その使用条件、払戻し金額及び払戻し手数料並びに旅客の特殊取扱については従前の例による。

●交通局規程第二十四号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二枚以上」を「複数」に、「又は東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）」を「、東京都乗合自動車外国人向け

ICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）」に改め、「定める外国人向けICカード」の下に「又は東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程（令和二年交通局規程第二十五号）」に定めるモバイルIC端末」を加える。

附 則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

附 則

●交通局規程第二十五号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程

第一編 総則

(目的)

第一条 この規程は、東京都交通局（以下「当局」という。）の東京都乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）における、当局が定めるモバイルIC端末による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行とをを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 乗合自動車におけるモバイルIC端末による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号。以下「IC規程」という。）第七条、第八条及び第十六条第一項の規定は、乗合自動車におけるモバイルIC端末による旅客の運送等について準用す



る。ただし、小児用ICカードとしての取扱いは行わない。

3 その他この規程に定めのない事項については、株式会社パスモの定めるPASSMO取扱規則、PASSMO取扱規則に関する特約、モバイルPASSMO会員規約（以下「会員規約」という。）、PASSMO電子マネー取扱規則及びオートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルIC端末の特性上、適用可能な規定に限る。

(用語の定義)

第三条 この規程における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「モバイルPASSMO」とは、株式会社パスモが携帯情報端末に発行するPASSMOをいう。
- 二 「モバイルPASSMO携帯情報端末」とは、モバイルPASSMOを発行した携帯情報端末をいう。
- 三 「モバイルIC端末」とは、PASSMOのうちモバイルPASSMO携帯情報端末をいう。
- 四 「記名モバイルIC端末」とは、会員登録されたモバイルIC端末をいう。
- 五 「無記名モバイルIC端末」とは、会員登録を行っていないモバイルIC端末をいう。
- 六 「モバイルICSF」とは、SFにより旅客の運賃等に供するモバイルIC端末をいう。
- 七 「モバイルIC定期乗車券」とは、記名モバイルIC端末に記録した、会員本人の使用に供する定期乗車券をいう。
- 八 「モバイルIC定期乗車券端末」とは、モバイルI

C定期乗車券を記録した記名モバイルIC端末をいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、IC規程、会員規約その他の関連する規程等の定めるところによるものとする。

(契約の成立及び適用規定)

第四条 モバイルIC端末による旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当局との間に於いて成立する。

2 前項の規定にかかわらず、モバイルPASSMOの会員である旅客がモバイルIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC端末に購入処理が完了したときに成立する。

3 前二項の規定によつて契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第五条 モバイルIC端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルIC端末によりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

2 一回の乗車につき、複数のICカード、東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）に定める外国人向けICカード及びモバイルIC端末を同時に使用することはできない。

3 運賃支払い時に、SF残額が減額する運賃相当額に満

たないときは、現金又は当局が別に定める方法で運賃を支払う。

4 モバイルIC端末のSFを使用して引換えができる乗車券は、当局が別に定める。

5 十円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

6 バスR/Wの故障等によりバスR/WによるモバイルIC端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルIC端末はバスR/Wで使用できない。この場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を当局が別に定める方法で收受する。

7 記名モバイルIC端末は、当該記名モバイルIC端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC端末、SF及び定期乗車券の情報を使用することはできない。

9 モバイルIC端末の故障、電池切れ等により、バスR/WによるモバイルIC端末の内容の読取が不能となった場合は、モバイルIC端末は使用できない。この場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金又は当局が別に定める方法で收受する。

(個人情報の取扱い)

第六条 モバイルIC端末に係る個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC端末に関して当局が取得した個人情報、次に掲げる目的のために利用することがある。

- 一 モバイルIC定期乗車券等に関する申込内容の確認
- 二 モバイルIC定期乗車券等の利用等に関する連絡
- 三 定期乗車券等の発売事業者の規程等に基づく、当該

モバイルIC端末に関するサービスの実施、改善及び利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC端末を当局以外のIC取扱事業者で利用する場合等については、当該事業者からの照会に応じ、前項各号に掲げる目的の範囲内で当該旅客の個人情報を提供することがある。

(制限、停止等)

第七条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当局は、次の各号のいずれかに該当する場合に、モバイルIC端末の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができる。

一 モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者による保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合

二 モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理又は運営するサービスが中止、中断若しくは終了した場合又はそのおそれがある場合

三 株式会社バスモが管理又は運営するシステムの提供に必要な設備の保守若しくは点検を行う場合又は障害が発生した場合

四 株式会社バスモにおいて、モバイルPASMOのサービスが終了した場合

五 当局の判断により、モバイルIC端末の取扱いを終了した場合

六 PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了された場合又はそのおそれがある場合

七 その他やむを得ない事情が生じた場合

2 前項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。

第二編 モバイルICSF

第一章 発行

(モバイルICSFの発行)

第八条 モバイルICSFはPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

(チャージ)

第九条 モバイルICSFは、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第十条 モバイルICSFのSF残額及びSF残額履歴は、IC規程の定めによる確認ができるほか、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、モバイルPASMOアプリ等により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないSF残額履歴

二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

三 第十五条の規定によりモバイルICSFを再発行したときの再発行以前のSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第十一条 旅客がモバイルICSFを用いて乗車する場合、

運賃支払時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃一名分を減額する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客がモバイルICSFを用いて深夜バスに乗車する場合、一回の乗車ごとに、深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号。以下「深夜バス規程」という。)第二条第一号に定める普通旅客運賃一名分を運賃支払時に減額する。

3 前二項に規定する運賃支払以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

4 無記名モバイルIC端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払の申告がなく使用する場合は、小児にあつても大人普通旅客運賃一名分を減額する。

5 第五条第三項による場合は現金運賃を適用し、モバイルICSFで減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

6 モバイルICSFのSFによるバス運賃の支払に対しては、バス利用特典サービスを適用する。ただし、当局が別に定める場合は、これを適用しないことができる。

7 モバイルICSFのSFによるバス運賃の支払に対しては、東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)第十八条の三の二第一項に規定する乗継割引を適用する。ただし、当局が別に定める場合は、これを適用しないことができる。

第三章 効力

(効力)

第十二条 モバイルICSFにより乗車する場合の効力は

次に掲げるとおりとする。

一 当該乗車において、一回の乗車に限り有効なものとする。

二 乗車後は、当日限り有効とする。

三 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第十三条 モバイルICCSFは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルICCSFの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

一 乗車処理後のモバイルICCSFを他人から譲り受けで使用した場合

二 記名モバイルICCSF端末を記名人以外の者が使用した場合

三 その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

一 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルICCSF又はモバイルICCSFを使用した場合

二 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルICCSFが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第十四条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃又は割増運賃を收受する。

第四章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第十五条 モバイルICCSFが紛失又は故障した場合は、

PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルICCSFの再発行ができる。

(免責事項)

第十六条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末本体及びモバイルPASMO携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社バスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルICCSFのサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他いかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失、故障等によりモバイルICCSFの再発行の取扱いを行ったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

5 この規程に定めのない、モバイルICCSFを媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

第五章 払戻し

(払戻し)

第十七条 モバイルICCSFが不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払戻しを行う。

第三編 モバイルIC定期乗車券

第一章 発売

(発売)

第十八条 旅客がモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項を入力した場合は、モバイルICCSFに当局が別に定める定期乗車券を発売する。ただし、会員規約に定める会員登録及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っている場合に限り購入することができる。

2 モバイルICCSF端末に当局が別に定める通学定期乗車券の購入を希望する場合は、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の七日前までに、パソコン向けサイトを利用し作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せて、サポートセンターへの郵送により申し込んだときに、通学定期乗車券を発売する。

一 新規購入の場合

二 新年度の初回に購入する場合

三 有効期間が年度末をまたがり、かつ四月三十日を超えるものを購入する場合

四 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合

3 前二項により購入したモバイルICCSF定期乗車券の有効期間、有効区間、発売額等ICCSF定期乗車券の内容は、モバイルPASMOアプリ等を利用して確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第四条第二項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。

5 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。

6 モバイルIC定期乗車券端末の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券端末に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間にて継続購入する場合を除く。  
(チャージ)

第十九条 モバイルIC定期乗車券端末は、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。  
(SF残額等の確認)

第二十条 モバイルIC定期乗車券端末のSF残額及びSF残額履歴は、IC規程の定めによる確認ができるほか、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、モバイルPASMOアプリ等により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の表示又は印字による確認はできないものとする。

- 一 出場処理がされていないSF残額履歴
- 二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

三 第二十六条の規定によりモバイルIC定期乗車券を再発行したときの再発行以前のSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第二十一条 SFをチャージした有効期間内のモバイルIC定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)したものと取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。

2 有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。  
3 SFをチャージした乗合自動車に係る有効期間内のIC定期乗車券を使用し、当該IC定期乗車券の有効区間において深夜バスに乗車する場合は、一回の乗車ごとに、深夜バス規程第四条第一項に定める旅客運賃を減額する。  
4 第五条第三項による場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

第三章 効力

(効力)

第二十二条 第十八条の規定により発売したモバイルIC定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 SFをチャージしたモバイルIC定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合は、第十二条の規定を準用する。  
(モバイルIC定期乗車券の表示)

第二十三条 モバイルIC定期乗車券は、モバイルPASMOアプリで当該モバイルIC定期乗車券の情報を画面に表示することができる。

2 モバイルIC定期乗車券の情報を表示させた画面に定期乗車券の効力はない。

3 前項の規定にかかわらず、モバイルIC定期乗車券の障害又は機器の故障によりモバイルIC定期乗車券が使用できなくなった場合、当局が認めるときに限り、モバイルPASMOアプリを使用し、当該モバイルIC定期

乗車券の情報を表示した画面を提示することにより乗車することができる。

4 モバイルIC定期乗車券を使用する場合、係員からモバイルIC定期乗車券の情報を表示する画面の提示を求められたときには、これを拒んではならない。  
(無効となる場合)

第二十四条 モバイルIC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC定期乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

- 一 乗車処理後のモバイルIC定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
  - 二 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
  - 三 モバイルIC定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
  - 四 当局の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
  - 五 その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- 一 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC定期乗車券又はSFを使用した場合
  - 二 バスR/WでモバイルIC定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当局が認めた場合を除く。
- (不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)
- 第二十五条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増

運賃を收受する。

第四章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第二十六条 モバイルIC定期乗車券が紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC定期乗車券の再発行ができる。

(免責事項)

第二十七条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末等本体及びモバイルPASMO携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社パスモが行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、モバイルIC定期乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他いかなる不利益についても当局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は故障等によりモバイルIC定期乗車券の再発行の取扱いを行ったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

5 障害等によりモバイルIC定期乗車券が復元できない場合は、IC規程第二条第一項一号に定めるICカードでIC定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

6 この規程に定めのない、モバイルIC定期乗車券を媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

第五章 払戻し

(払戻し)

第二十八条 モバイルIC定期乗車券の定期乗車券情報が不要となった場合は、モバイルPASMOアプリ、パソコン向けサイトの操作又はサポートセンターに申し込むことにより払戻しを請求することができる。この場合は、運送約款に定める払戻しを行い、モバイルIC定期乗車券から定期乗車券情報のみ消去する。

2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより返金するものとする。この場合、払戻期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。ただし、クレジットカードを通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合がある。

3 第十七条による払戻しを行う場合で、当該モバイルPASMOアプリの所定の操作により購入したモバイルIC定期乗車券は、前二項の規定により同時に払い戻すものとする。この場合の払戻し額は、定期乗車券の払戻し額とSF残額との合算額とする。

4 モバイルPASMOアプリ又はパソコン向けサイトから、モバイルIC定期乗車券の払戻し操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。ただし、サポ

ートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。

5 当局は、払戻しを請求した旅客の会員情報(第二項の定めにより、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあつては、その口座情報を含む。)が、正しく登録されている場合に限り払戻しを行う。

6 モバイルIC定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払戻しを請求することはできない。

7 前各項の払戻しを行う場合の手数料は、モバイルIC定期乗車券一枚につき、運送約款に定める定期乗車券の払戻し手数料額(以下「定期乗車券払戻し手数料」という。)とする。ただし、定期乗車券の払戻し額が定期乗車券払戻し手数料未満のときは、その全てを手数料とする。

附則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十六号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 渕 裕

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「までに規定する定期乗車券で当該区間に有効なもの」の下に「、東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号) 第三条第一項第七号に規定するモバイルIC定期乗車券で当該区間に有効なもの」を加える。

附則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ICカード及び」を「ICカード、」に改め、「に定める外国人向けICカード」の下に「及び東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号。以下「モバイルIC規程」という。)に定めるモバイルIC端末」を加え、「ICカード」の下に「等」を加える。

第六条第一項中「に定めるICカード」の下に「並びに

モバイルIC規程第三条第一項第三号に定めるICモバイル端末」を、「大人用外国人向けICカード」の下に「並びにモバイルIC規程第三条第一項第三号のモバイルIC端末」を加え、同条第二項中「ICカード」の下に「等」を加え、同条第三項中「一枚のICカード」を「一つのICカード等」に改め、同条第四項及び第五項中「ICカード」の下に「等」を加える。

第十二条第一項第一号中「ICカード」の下に「等」を加える。

附則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十八号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、東京都交通局(以下「当局」という。)の東京都地下高速電車(以下「地下高速電車」という。)における、モバイルIC乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行とを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 地下高速電車におけるモバイルIC乗車券による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号。以下「IC規程」という。)

第五条、第六条、第八条、第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第四十五条及び第四十六条の規定は、地下高速電車におけるモバイルIC乗車券による旅客の運送等について準用する。

3 前項に基づきIC規程を準用する場合において、「ICカード乗車券」とあるのは「モバイルIC乗車券」と、「ICSFカード」とあるのは「モバイルICSF乗車券」と、「IC定期乗車券」とあるのは「モバイルIC定期乗車券」と、「券面表示区間」とあるのは「有効区間」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、無記名ICカード、記名ICカード、一体型ICカード、小児用ICカード及びIC企画乗車券に関する規定は準用しない。

5 その他この規程に定めのない事項については、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、PASMO取扱規則に関する特約、PASMO電子マネー取扱規則、オートチャージサービス取扱規則及びモバイルPASMO会員規約(以下「会員規約」という。)の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限る。

(用語の定義)

第三条 この規程における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 「モバイルP A S M O」とは、携帯情報端末に発行するP A S M Oをいう。

二 「モバイルP A S M O携帯情報端末」とは、モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末をいう。

三 「モバイルI C乗車券」とは、モバイルP A S M O携帯情報端末を媒体とした乗車券をいう。

四 「モバイルI C S F乗車券」とは、I C S Fカードの機能を有するモバイルI C乗車券をいう。

五 「モバイルI C定期乗車券」とは、I C定期乗車券の機能を有するモバイルI C乗車券をいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、I C規程、会員規約その他の関連する規程等の定めるところによるものとする。

(契約の成立及び適用規定)

第四条 モバイルI C乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当局との間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、モバイルP A S M Oの会員である旅客がモバイルI C定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルI C乗車券に購入処理が完了したときに成立する。

3 前二項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法)

第五条 I C規程の定めにかかわらず、モバイルI C乗車券は、モバイルP A S M Oの処理が可能な精算機等によるのみ精算等することができる。

2 I C規程第五条第一項の規定にかかわらず、入場処理がされていないモバイルI C乗車券のS Fは、精算機等によって他の乗車券(自動改札機等による改札を受けたモバイルI C乗車券を含む。)に関する精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。

3 モバイルP A S M O携帯情報端末の故障、電池切れ等によりモバイルI C乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により收受する。(個人情報の取扱い)

第六条 モバイルI C乗車券に関する個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルI C乗車券に関して当局が取得した個人情報は、次に掲げる目的のために利用することができる。

- 一 モバイルI C定期乗車券等に関する申込内容の確認
- 二 モバイルI C定期乗車券等の利用等に関する連絡
- 三 定期乗車券機能等の発売事業者の規程等に基づく、当該モバイルI C乗車券に関するサービスの実施、改善及び利用状況の分析

2 旅客がモバイルI C乗車券を当局以外のI C取扱事業者で利用する場合等については、当該事業者からの照会に応じ、前項各号に掲げる目的の範囲内で当該旅客の個人情報を提供することができる。

(制限、停止等)

第七条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、当局が必要であると認めるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限をすることができる。

2 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合に、モバイルI C乗車券の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができる。

- 一 電気通信事業者が管理又は運営する設備でモバイルP A S M Oの使用に必要なものについて、電気通信事業者による保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合
- 二 電気通信事業者が管理又は運営するサービスでモバイルP A S M Oの使用に必要なものについて、中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合

三 株式会社バスモが管理又は運営するシステムの提供に必要な設備について、保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合

- 四 株式会社バスモにおいてモバイルP A S M Oのサービスを終了した場合
- 五 当局の判断によりモバイルI C乗車券の取扱いを終了した場合

六 P A S M Oの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合

七 その他やむを得ない事情が生じた場合

第二章 発売等

3 前二項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。

(モバイルI C乗車券の発行)

第八条 モバイルI C乗車券はP A S M O取扱規則に関する

る特約等の定めにより発行する。

(定期乗車券等の発売)

第九条 旅客がモバイルIC乗車券に定期乗車券の購入を希望する場合は、旅客自らがモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項等を入力したときに発売する。ただし、会員規約の定めによる会員登録及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 旅客がモバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の七日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書と通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しとを併せてサポートセンター(モバイルPASMOの会員を対象に株式会社バスモが開設するモバイルPASMOコールセンターをいう。以下同じ。)への郵送により申し込んだときに、通学定期乗車券を発売する。

- 一 新規購入の場合
- 二 四月一日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- 三 有効期間が年度末をまたがり、かつ四月三十日を超えるものを購入する場合
- 四 通学定期乗車券の有効区間又は経路が変更となる場合
- 3 前二項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOアプリ又はパソコン向けサイトを利用して確認することができる。

り又はパソコン向けサイトを利用して確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第四条第二項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行う。

5 第一項及び第二項による発売は、当局の駅を発売とし、経路及び着駅が株式会社バスモが定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限り行う。ただし、旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券及び実習用通学定期乗車券の発売は行わない。

6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、同一の区間及び経由により継続購入する場合を除く。

7 モバイルIC乗車券へ企画乗車券の発売は行わない。(定期乗車券の区間変更)

第十条 モバイルIC定期乗車券の区間変更は、不要となつた定期乗車券の払戻しと新たな定期乗車券の購入とを同時に請求した場合に限り取り扱う。

2 前項の取扱いは、モバイルIC定期乗車券の区間変更に関する所定の操作を使用者が行うものとする。ただし、新たに購入を希望する定期乗車券の発売が当局の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、ICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当局が別に定める方法により取り扱う。

(チャージ)  
第十一条 モバイルIC乗車券は、IC規程の定めによる

チャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第十二条 モバイルIC乗車券のSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則及びPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器及びモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるSF残額履歴は、表示又は印字による確認はできない。

- 一 出場処理がされていないSF残額履歴
- 二 所定の機器による処理が行われなかったときのSF残額履歴
- 三 モバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴(モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器により確認する場合に限る。)

3 当局においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器において、第一項に定めるSF残額及びSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から百件まで遡って確認し、前項第三号のSF残額履歴を確認することができる。ただし、次に掲げるSF残額履歴は、表示又は印字による確認はできない。

- 一 出場処理がされていないSF残額履歴
- 二 所定の機器による処理が行われなかったときのSF残額履歴
- 三 二十六週間を経過したSF残額履歴
- 四 モバイルIC乗車券を再発行した当日における再発



行等以前のSF残額履歴

第三章 効力

(無効となる場合)

第十三条 モバイルIC乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いは、PASMO取扱規則等の定めによる。

- 一 旅行開始後のモバイルIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- 二 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合
- 三 モバイルIC定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- 四 会員の情報が登録されたモバイルIC乗車券を当該会員以外の者が使用した場合
- 五 東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号。以下「旅客営業規程」という。)に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- 六 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC乗車券又はSFを使用した場合
- 七 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルIC乗車券が障害状態となったと認められる場合
- 八 その他不正乗車の手段として使用した場合

2 モバイルPASMO携帯情報端末に対し、偽造、変造又は不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用に対する旅客運賃及び増運賃の收受)

第十四条 前条第一項各号のいずれかに該当した場合、旅

客営業規程の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を收受する。

(紛失、故障等に伴う再発行)

第十五条 モバイルPASMO携帯情報端末を紛失した場合又はモバイルPASMO携帯情報端末が故障した場合、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC乗車券の再発行の取扱いを行う。

2 前項の規定に基づきモバイルIC定期乗車券を再発行する場合、その定期乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後直ちに行うことができる。

(免責事項)

第十六条 携帯電話網の通信障害等により、チャージ、モバイルIC乗車券等の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

2 モバイルPASMO携帯情報端末又はこれを動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、モバイルIC乗車券等の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。

3 株式会社バスモが行うソフトウェア又はアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他の不利益については、当局はその責めを負わない。

4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は障害のためモバイルIC乗車券の再発行等の取扱いを行ったことに伴い、PASMOのID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

(払戻し)

第十七条 モバイルICSF乗車券が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払戻しを行う。

(定期乗車券の払戻し)

第十八条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、旅客がモバイルPASMOアプリ若しくはパソコン向けサイトの操作又はサポートセンターへの申込みを行うことにより、当該定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合の払戻し額は、旅客営業規程の定めるところによる。

2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより行うものとする。この場合、払込期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とし、クレジットカードを通じて返金することができないときは、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことができる。

3 前条による払戻しを行う場合で、当該モバイルPASMO携帯情報端末の所定の操作によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを前二項の規定により同時に払い戻すものとする。

4 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の払戻し操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社バスモのシステムにおいて処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。ただし、サポートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社バスモのシステムにおいて処理が完了したときに、払戻し

が請求されたものとする。

5 払戻しを請求した旅客の会員情報(第二項の定めにより旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合は、その口座情報を含む。)が正しく登録されているときに限り、払戻しを行う。

6 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払戻しを請求することはできない。

第四章 相互利用

(相互利用の取扱い)

第十九条 株式会社バスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行するモバイルSuicaについては、モバイルIC乗車券と同様に取り扱うこととし、この規程を準用する。

2 モバイルSuicaにおいて、この規程に定めのない事項については、IC規程、株式会社バスモの定める規則及び東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。

(相互利用において取り扱わない業務)

第二十条 前条の規定にかかわらず、モバイルSuicaについては、次に掲げる取扱いは行わない。

- 一 第八条(モバイルIC乗車券の発行)
  - 二 第九条(定期乗車券等の発売)
  - 三 第十条(定期乗車券の区間変更)
  - 四 第十二条第三項(SF残額等の確認)
  - 五 第十五条(紛失、故障等に伴う再発行)
  - 六 第十八条(定期乗車券の払戻し)
- (相互利用における発行事業者の規則に基づく取扱い)
- 第二十一条 モバイルSuicaにおいて、次に掲げる取

扱いについては、東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取り扱う。

一 第六条に定める個人情報取扱い

二 第十三条により無効となった場合の取扱い

附則

この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

東京都交通局長 土 渕 裕

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程

第一章 総則

第一条 総則

(目的)

第一条 この規程は、東京都交通局(以下「当局」という。)の東京都日暮里・舎人ライナー(以下「ライナー」という。)における、モバイルIC乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行とを目的とする。

(適用範囲)

第二条 ライナーにおけるモバイルIC乗車券による旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号。以下「IC規程」という。)第五条、第六条、第八条、第九条、第十

二条、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第二十九

九条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第四十五

条及び第四十六条の規定は、ライナーにおけるモバイルIC乗車券による旅客の運送等について準用する。

3 前項に基づきIC規程を準用する場合において、「ICカード乗車券」とあるのは「モバイルIC乗車券」と、「ICSFカード」とあるのは「モバイルICSF乗車券」と、「IC定期乗車券」とあるのは「モバイルIC定期乗車券」と、「券面表示区間」とあるのは「有効区間」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、無記名ICカード、記名ICカード、一体型ICカード、小児用ICカード及びIC企画乗車券に関する規定は準用しない。

5 その他この規程に定めのない事項については、株式会社バスモの定めるPASMO取扱規則、PASMO取扱規則に関する特約、PASMO電子マネー取扱規則、オートチャージサービス取扱規則及びモバイルPASMO会員規約(以下「会員規約」という。)の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限る。

(用語の定義)

第三条 この規程における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 「モバイルPASMO」とは、携帯情報端末に発行するPASMOをいう。

二 「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末をいう。

<p>三 「モバイルIC乗車券」とは、モバイルPASMO携帯情報端末を媒体とした乗車券をいう。</p> <p>四 「モバイルICSF乗車券」とは、ICSFカードの機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>五 「モバイルIC定期乗車券」とは、IC定期乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>2 この規程に定めのない用語の意義については、IC規程、会員規約その他の関連する規程等の定めるところによるものとする。</p> <p>(契約の成立及び適用規定)</p> <p>第四条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当局との間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに成立する。</p> <p>3 前二項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。</p> <p>(使用方法)</p> <p>第五条 IC規程の定めにかかわらず、モバイルIC乗車券は、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によってのみ精算等することができる。</p> <p>2 IC規程第五条第一項の規定にかかわらず、入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、精算機等によって他の乗車券(自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。)に関する精算を行う場合</p>	<p>の精算に相当する額に充当することができる。</p> <p>3 モバイルPASMO携帯情報端末の故障、電池切れ等によりモバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第六条 モバイルIC乗車券に関する個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券に関して当局が取得した個人情報は、次に掲げる目的のために利用することができる。</p> <p>一 モバイルIC定期乗車券等に関する申込内容の確認</p> <p>二 モバイルIC定期乗車券等の利用等に関する連絡</p> <p>三 定期乗車券機能等の発売事業者の規程等に基づく、当該モバイルIC乗車券に関するサービスの実施、改善及び利用状況の分析</p> <p>2 旅客がモバイルIC乗車券を当局以外のIC取扱事業者で利用する場合等については、当該事業者からの照会に応じ、前項各号に掲げる目的の範囲内で当該旅客の個人情報を提供することができる。</p> <p>(制限、停止等)</p> <p>第七条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、当局が必要であると認めるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限をすることができる。</p> <p>2 当局は、次の各号のいずれかに該当する場合に、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断又は終了することができる。</p> <p>一 電気通信事業者が管理又は運営する設備でモバイルPASMOの使用に必要なものについて、電気通信事業者による保守若しくは点検が行われる場合又は障害</p>	<p>が発生した場合</p> <p>二 電気通信事業者が管理又は運営するサービスでモバイルPASMOの使用に必要なものについて、中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合</p> <p>三 株式会社バスモが管理又は運営するシステムの提供に必要な設備について、保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合</p> <p>四 株式会社バスモにおいてモバイルPASMOのサービスを終了した場合</p> <p>五 当局の判断によりモバイルIC乗車券の取扱いを終了した場合</p> <p>六 PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合</p> <p>七 その他やむを得ない事情が生じた場合</p> <p>3 前二項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。</p>
<p>が発生した場合</p> <p>二 電気通信事業者が管理又は運営するサービスでモバイルPASMOの使用に必要なものについて、中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合</p> <p>三 株式会社バスモが管理又は運営するシステムの提供に必要な設備について、保守若しくは点検が行われる場合又は障害が発生した場合</p> <p>四 株式会社バスモにおいてモバイルPASMOのサービスを終了した場合</p> <p>五 当局の判断によりモバイルIC乗車券の取扱いを終了した場合</p> <p>六 PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断若しくは終了した場合又はそれらのおそれがある場合</p> <p>七 その他やむを得ない事情が生じた場合</p> <p>3 前二項による制限等を行った場合に生じた損害について、当局はその責めを負わない。</p>	<p>第二章 発売等</p> <p>(モバイルIC乗車券の発行)</p> <p>第八条 モバイルIC乗車券はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p>(定期乗車券等の発売)</p> <p>第九条 旅客がモバイルIC乗車券に定期乗車券の購入を希望する場合は、旅客自らがモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項等を入力したときに発売する。ただし、会員規約の定めによる会員登録及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行</p>	<p>第二章 発売等</p> <p>(モバイルIC乗車券の発行)</p> <p>第八条 モバイルIC乗車券はPASMO取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。</p> <p>(定期乗車券等の発売)</p> <p>第九条 旅客がモバイルIC乗車券に定期乗車券の購入を希望する場合は、旅客自らがモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項等を入力したときに発売する。ただし、会員規約の定めによる会員登録及び定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行</p>

っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 旅客がモバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の七日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書と通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の写しとを併せてサポートセンター（モバイルPASMOの会員を対象に株式会社バスモが開設するモバイルPASMOコールセンターをいう。以下同じ。）への郵送により申し込んだときに、通学定期乗車券を発売する。

一 新規購入の場合  
二 四月一日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合  
三 有効期間が年度末をまたがり、かつ四月三十日を超えるものを購入する場合  
四 通学定期乗車券の有効区間又は経路が変更となる場合

3 前二項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOアプリ又はパソコン向けサイトを利用して確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第四条第二項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行う。

5 第一項及び第二項による発売は、当局の駅を発駅とし、経路及び着駅が株式会社バスモが定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限り行う。

ただし、旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする通学定期乗車券及び実習用通学定期乗車券の発売は行わない。

6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前又は有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、同一の区間及び経由により継続購入する場合を除く。

7 モバイルIC乗車券へ企画乗車券の発売は行わない。（定期乗車券の区間変更）

第十条 モバイルIC定期乗車券の区間変更は、不要となった定期乗車券の払戻しと新たな定期乗車券の購入とを同時に請求した場合に限り取り扱う。

2 前項の取扱いは、モバイルIC定期乗車券の区間変更に関する所定の操作を使用者自らが行うものとする。ただし、新たに購入を希望する定期乗車券の発駅が当局の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、ICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当局が別定める方法により取り扱う。（チャージ）

第十一条 モバイルIC乗車券は、IC規程の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。（SF残額等の確認）

第十二条 モバイルIC乗車券のSF残額及びSF残額履歴は、PASMO取扱規則及びPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器及びモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるSF残額履歴は、表示又は印字による確認はできない。

一 出場処理がされていないSF残額履歴  
二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

三 モバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴（モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器により確認する場合に限る。）

3 当局においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器において、第一項に定めるSF残額及びSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から百件まで遡って確認し、前項第三号のSF残額履歴を確認することができる。ただし、次に掲げるSF残額履歴は、表示又は印字による確認はできない。

一 出場処理がされていないSF残額履歴  
二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴  
三 二十六週間を経過したSF残額履歴

四 モバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴  
第三章 効力  
（無効となる場合）

第十三条 モバイルIC乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いは、PASMO取扱規則等の定めによる。

<p>一 旅行開始後のモバイルIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合</p> <p>二 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合</p> <p>三 モバイルIC定期乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合</p> <p>四 会員の情報が登録されたモバイルIC乗車券を当該会員以外の者が使用した場合</p> <p>五 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年交通局規程第三十一号。以下「施行規程」という。）に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合</p> <p>六 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルIC乗車券又はSFを使用した場合</p> <p>七 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルIC乗車券が障害状態となったと認められる場合</p> <p>八 その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 モバイルPASMO携帯情報端末に対し、偽造、変造又は不正な操作を行い、それを使用した場合は、前項の規定を準用する。</p> <p>（不正使用に対する旅客運賃及び増運賃の收受）</p> <p>第十四条 前条第一項各号のいずれかに該当した場合、施行規程の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を收受する。（紛失、故障等に伴う再発行）</p> <p>第十五条 モバイルPASMO携帯情報端末を紛失した場合又はモバイルPASMO携帯情報端末が故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC乗車券の再発行の取扱いを行う。</p>	<p>2 前項の規定に基づきモバイルIC定期乗車券を再発行する場合、その定期乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後直ちに行うことができる。</p> <p>（免責事項）</p> <p>第十六条 携帯電話網の通信障害等により、チャージ、モバイルIC乗車券等の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。</p> <p>2 モバイルPASMO携帯情報端末又はこれを動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、モバイルIC乗車券等の購入、払戻し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局はその責めを負わない。</p> <p>3 株式会社バスモが行うソフトウェア又はアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他の不利益については、当局はその責めを負わない。</p> <p>4 モバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は障害のためモバイルIC乗車券の再発行等の取扱いを行ったことに伴い、PASMOのID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。（払戻し）</p> <p>第十七条 モバイルICSF乗車券が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払戻しを行う。</p> <p>（定期乗車券の払戻し）</p> <p>第十八条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、旅客がモバイルPASMOアプリ若しくはパソコン向けサイトの操作又はサポ</p>	<p>ートセンターへの申込みを行うことにより、当該定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合の払戻し額は、施行規程の定めるところによる。</p> <p>2 前項による払戻しは、購入時に利用したクレジットカードの預金口座に払い込むことにより行うものとする。</p> <p>この場合、払込期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とし、クレジットカードを通じて返金することができないときは、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことができる。</p> <p>3 前条による払戻しを行う場合で、当該モバイルPASMO携帯情報端末の所定の操作によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを前二項の規定により同時に払い戻すものとする。</p> <p>4 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の払戻し操作を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払戻しのための操作を行い、株式会社バスモのシステムにおいて処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。ただし、サポートセンターへ払戻しを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払戻しのための操作を行い、株式会社バスモのシステムにおいて処理が完了したときに、払戻しが請求されたものとする。</p> <p>5 払戻しを請求した旅客の会員情報（第二項の定めにより旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合は、その口座情報を含む。）が正しく登録されていることに限り、払戻しを行う。</p> <p>6 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払戻しを請求することはできない。</p>
--	--	--

第四章 相互利用

(相互利用の取扱い)

第十九条 株式会社バスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行するモバイルSuicaについては、モバイルIC乗車券と同様に取り扱いこととし、この規程を準用する。

2 モバイルSuicaにおいて、この規程に定めのない事項については、IC規程、株式会社バスモの定める規則及び東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。

(相互利用において取り扱わない業務)

第二十条 前条の規定にかかわらず、モバイルSuicaについては、次に掲げる取扱いは行わない。

- 一 第八条(モバイルIC乗車券の発行)
  - 二 第九条(定期乗車券等の発売)
  - 三 第十条(定期乗車券の区間変更)
  - 四 第十二条第三項(SF残額等の確認)
  - 五 第十五条(紛失、故障等に伴う再発行)
  - 六 第十八条(定期乗車券の払戻し)
- (相互利用における発行事業者の規則に基づく取扱い)
- 第二十一条 モバイルSuicaにおいて、次に掲げる取扱いについては、東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取り扱う。
- 一 第六条に定める個人情報の取扱い
  - 二 第十三条により無効となった場合の取扱い
- 附 則
- この規程は、令和二年三月十八日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 七〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

